

## 令和2年第2回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年4月28日（火曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 8 承認第 6号 専決処分の承認について  
「令和元年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）
- 第 9 議案第29号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第30号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第31号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第32号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置並びに委員の選任について

### ○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

### ○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	菅 豪 志 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第2回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第2回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

年度が始まり間もなく一月がたとうとしておりますが、依然として新型コロナウイルスの感染拡大は止まらず、教育や医療など様々な現場で混乱が続いている状況であります。国では4月16日に緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大、北海道においても緊急事態宣言の発出を受け、感染拡大防止に向けた緊急事態措置の実施を決定し、5月6日までの間感染防止対策の徹底や不要不急の他地域への往来自粛など道民に対し協力を呼びかけているところであります。

このような中、本町におきましては今年8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条の規定に基づき、羽幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであり、町ホームページや保健だより発行による情報提供など感染予防の対策強化に努めるとともに、北海道が特別警戒都道府県に指定されたことを受け、緊急事態宣言期間中の天売島及び焼尻島への来島自粛についてお願いを申し上げたところであります。引き続き国や北海道などの動きを注視しながら正確かつ迅速な情報提供に努め、関係機関との連携を密にして町民の皆様の不安解消や健康と命を守るため、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員並びに町民の皆様におかれましては、行政機関からの情報にご留意いただき、手洗いやせきエチケットの徹底、集団感染の要因となる3つの密を避ける取組など感染防止対策の励行に努めていただきますよう心からお願い申し上げます。

また、先般閣議決定されました国の緊急経済対策における特別定額給付金事業につきましては、現在給付に向けた準備と情報収集に努めているところであります。手続の方法や給付開始日などが決まり次第町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、専決処分の承認5件、議案として条例案2件、令和2年度補正予算案2件の合わせて9件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、  
7番 小 寺 光 一 君            8番 逢 坂 照 雄 君  
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和元年12月16日から施行されることに伴い、羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和2年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所には下線を引いております。まず、第5条第3項につきましては字句の修正であります。

次に、第6条第2項につきましては、固定資産評価審査委員会が審査申出書を受理し、書面審理を行う場合町長に対し弁明書の提出を求めることとしておりますが、この提出について書面によらずインターネットを利用することを可能とする根拠法律名及び適用条項の改正によるものであります。

次に、第8条第2項及び同条第5項につきましては字句の修正であります。

次に、第10条第2項につきましては、審査申出人が提出された関係書類の写し等の交付を受ける場合に納付する手数料について、書面によらずインターネットを利用する場合の根拠法律名及び適用条項の改正によるものであります。

以上が改正内容であります。ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第2号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 承認第2号について質疑を行います。

内容というよりは専決処分の理由についてお伺いしたいのですが、最近過去にはきちんと理由のところにはどうして専決処分をしたかという理由がつけられて提出されたと思うのですけれども、今回もほかの専決処分もあるのですけれども、専決した理由が述べられていないので、その辺の理由を教えてください。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今回の条例改正でありますけれども、専決処分書のほうにも記載させていただいており

ますが、もともとの適用されております法律、これにつきましては令和元年の5月31日に公布され、令和元年12月16日から施行されたわけですが、当該法律の改正に伴いまして各町村固定資産評価審査委員会、それを設置している町村につきましては同じような条例を持っておりまして、これにつきましてはほかの地方税等々の法律改正と同じように標準的な条例の改正案等々が通知された上で全国同じような形で改正するような形で動いております。今回施行はされたのですけれども、この件につきましては私どものほうでもそういう標準条例の通知を待っていたわけですが、通知が来ましたのが3月の下旬のほう、もう定例会も終わって本当に3月が終わりそうな頃に届きました。もう既に法律自体が改正されておりまして、適用法令等々が変わってございまして、年度替わってもしそういう審査委員会のほうに申出が来た場合、根拠の法令が変わっているというのちょっとした問題があるという考えで、3月の末で専決処分をさせていただいたところでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 流れは分かったのですけれども、専決処分の理由です。例えば時間的余裕がないとか、そういうのが専決処分の理由になると思うのです。その理由が前まではほかのもの、これだけではなくてあったのですけれども、専決処分の理由は何に当たるのか、そこを教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

私どものほうといたしましては、議会を開く時間的な余裕がないというふうに判断させていただいたところでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひ今後ほかの専決処分もそのように議会の招集する時間的余裕がないということでしたと思うのですけれども、そういう場合はきちんと記載なり報告の中に入れるような形でなければ、なぜそれが専決なのかという理由が明確ではないと思いますので、お願いいたします。

今の答弁の中で議会を開く時間的余裕がなかったということで、自分もこの次に出てくる専決処分でも大体国が公布が3月31日で4月1日から施行されるのでということで正味1日ないので専決処分というのが過去私が知る限りこの時期に専決処分の承認が行われるのですけれども、ただこれに関しては先ほども説明はあったのですけれども、公布が平成元年5月31日で令和元年12月もう施行されているのです。それで、でも通知が来たのが3月と、もうそこで1年ぐらいギャップがあるのですけれども、何かそこら辺がほかの専決処分と内容が違ってくるのかなと思ってはいるのですけれども、施行された後に、でも公布されているわけですから、各町村もそれは把握しているはずですし、施行もされているわけですから、事例がなくても町としてはきちんとそれに対応する時間はあったのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり公布、施行については早い段階からされております。ただ、先ほども申し上げましたが、基本的には全国統一で同じような改正という形に今までもさせていただいております。先に改正した場合、後でほかの改正等々が出た場合にその部分また修正しなければならないとかということもございますので、通知を待つて対応させていただいたところがございます。確かに時間的にあつたにもかかわらずやっていないということであれば、そこら辺については本当に申し訳ないと思いますが、我々いたしましては、できるだけ適切な対応をしたいというふうに考えておまして、このような状況になったところがございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 内容は分かりました。ただ、何度も言うようにやっぱり公布されて施行されているわけですから、速やかに対応するのと、あとは先ほども何回も言いましたが、理由のところをもう少し詳しく提示していただかないと、専決を、するなどは言いませんけれども、その辺の理由は丁寧に今後発表してというか、伝えてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第3号～承認第5号

○議長（森 淳君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第3号から承認第5号までの3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和2年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りをしております説明資料、羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備、平成から令和への改元対応や字句の訂正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず初めに、町民税であります。1つ目が独り親控除の創設であります。控除対象となる子を有する寡婦、寡夫、未婚の独り親を全て合わせた概念として独り親を定義し、これらの方々に対する控除として独り親控除が創設されたものであります。これにより非課税措置について男性の寡夫を対象から除き、独り親を対象に追加するほか、扶養親族等申告書に未婚の独り親であることを記載することが不要となるものであります。

次に、2の法人税法の見直しに伴う法人町民税の改正であります。法人税法において連結納税制度を廃止し、企業グループの各法人が個別に申告を行うグループ通算制度へ移行することに伴い関係する法人町民税の規定について整備するものであります。

次に、3、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長であります。課税特例の対象となる免税対象飼育牛と呼ばれる対象牛の売却が1,500頭以内のときはその所得に係る町民税を免除する適用期限を令和6年度まで3年間延長するものであります。

次に、4、長期譲渡所得に係る課税特例の追加であります。低未利用地の活用促進を図るため都市計画区域内にある低未利用地等を譲渡した場合に長期譲渡所得から控除できることとするものであります。

次に、5、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の延長であります。軽減税率の適用期限を令和5年度まで3年間延長するものであります。

続いて、固定資産税であります。1、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対

応であります。1点目は調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対し通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものであります。2点目は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における相続人等の現所有者に対し氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとするものであります。

次に、2、わがまち特例の措置率の変更と追加であります。1点目は特定再生可能エネルギー発電設備に関するものであり、出力が5,000キロワット以上の特定水力発電設備について課税標準の特例措置の率を3分の2から4分の3に変更するものであります。2点目は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に浸水被害軽減地区の指定を受けた土地を対象に追加するものであり、課税標準の特例措置の率は課税される年度から3年度の間3分の2としております。

続いて、町たばこ税であります。軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しであります。現行1グラム未満の軽量の葉巻たばこについては製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算しておりますが、2段階で見直しを行うものであります。まず、令和2年10月1日から0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算することとし、令和3年10月1日以降は1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するものであります。

改正内容につきましては以上であります。

なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましては、それぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第3号の説明を終わります。

次に、承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和2年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の2ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。

1点目につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しであります。国民健康

保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものであります。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乘じる金額の改正で、5割軽減は28万円を28万5,000円とし、2割軽減は51万円を52万円とする改正であります。

2点目は、先ほどの税条例等の一部改正において町民税で説明いたしました低未利用地、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例につきまして国民健康保険税におきましても創設されるものであります。

施行期日は令和2年4月1日としておりますが、低未利用地、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の規定につきましては、令和3年4月1日となっております。また、この規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第4号の説明を終わります。

次に、承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和2年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の2ページ、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例の改正と同様に適用条項の改正は条項の整備、平成から令和への改元対応や字句の訂正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

改正内容につきましては、先ほどの税条例等の一部改正において固定資産税で説明いたしましたわがまち特例の追加であります。都市計画税については浸水被害軽減地区の指定を受けた土地が該当となるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日としております。また、この規定は別段の定めがあるものを除き、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第5号の説明を終わります。

以上、承認第3号から第5号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（森 淳君） 日程第8、承認第6号 専決処分の承認について「令和元年度羽幌町一般会計補正予算」（第7号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和2年3月31日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定予算総額に変更はなく、繰越明許費並びに地方債を変更するものであります。

3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正は本年3月議会定例会におきまして議決を賜りました令和2年度に繰り越して実施する地籍調査事業について入札執行により事業費が決定いたしましたことから繰越額を減額するものであります。

次に、第3表、地方債補正は過疎対策事業債の申請総額の調整により医師確保対策事業債に係る限度額を増額するものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。7ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費の補正は医師確保対策事業に係る財源の一部を一般財源から過疎対策事業債に財源更正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページを御覧願います。17款繰入金、財政調整基金繰入金470万円の減額補正は財源調整として減額するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「令和元年度羽幌町一般会計補正予

算」(第7号)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第29号

○議長(森 淳君) 日程第9、議案第29号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長(木村和美君) ただいま上程されました議案第29号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため改正しようとするものであります。

次のページを御覧ください。羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例(昭和34年羽幌町条例第5号)の一部を次のように改正する。改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例(要旨)に基づき説明いたしますので、ご用意願います。

まず、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定いたしました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことにより、国民健康保険被用者の方が感染するなどした場合に仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給するための整備を行うため改正しようとするものであります。

改正概要を説明いたします。まず、1点目の対象者であります、羽幌町国民健康保険に加入している者、給与等の支払いを受けている者、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない者の全ての要件を満たしている者であります。

次に、2点目の支給対象期間であります、就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない期間となります。ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給されないこととなっております。なお、その受けることのできる給与収入の額が規定により算出された傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給するものであります。

次に、3点目の支給額であります、1日当たりの支給額に支給対象となる日数を乗じた額の3分の2となり、1日当たりの支給額の計算方法は直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した額であります。

次に、4点目の適用期間であります、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため就労することができない期間であります。ただし入院が継続する場合等は最

長1年6か月までとするものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則、2条から第4条までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第29号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） この件につきましては、新型コロナウイルスのもしも感染をした、あるいは感染の疑いが出てきたという国保加入者に対する措置ですので、対象者を拡大するという内容になっておりますので、私は賛成をしたいと思います。ただ、国保に加入している人で給与をもらっている人はどのぐらいいるのかなと漠然に思うのです。大抵はフリーターだったり、仕事を今休職、仕事を探していたり、会社に勤めていて給料をもらっているような人が国保加入者なのかな、どうなのかなと思うのですが、大体羽幌町どのぐらいいるのかという、その辺の試算的なところは割り出しているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

現在のところ国民健康保険に入りまして被用者の割合は現在把握しておりません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そう簡単に割り出せられるものでもないのかもしれませんが、とすれば確かにこういうふうに対象を広げるといいとは思いますが、やはり一番多い例えば自営業者のような人も勤めているわけではないけれども、自分で仕事をもって稼いでいるわけですね。そういう人がコロナにかかると仕事も当然できなくなる、収入が途絶えてしまうといった場合にもやはり何らかの補償というものも必要ではないのかなと私は思うのです。

先頃の国会でも道議会のほうでも何かこの点についてやり取りがあったようです。国あるいは道のほうの回答では、国保事業、国保の条例は市町村が決めているもので、市町村が独自に対象を広げればそれは可能ですという答弁もされていたようです。そういった内容も分かっているのかどうか分かりませんが、例えばその市町村の独自に対象枠を広げた場合のデメリット、その分は国は持ちませんよとか、そういうこともあるのかどうか、そういった検討もされたかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 今回の改正につきましては、町村が単独でということの検討は特にいたしておりませんが、全国的に要請というか要望がありました国の制度に乗った内容で改正するという方向で本町としては改正しております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今回については賛成はしたいと思いますが、ぜひともよりもう実質的に町の人が国保の加入者が助かるような方策を、対象がどのぐらいいるのか分かりませんというような中身でスタートするのではなくて、これだけの人が助かるのですよということを具体的に積算した上でのそういう対応、対策をこれからも求めていきたいと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

その事業者に対してどのような方向があるか、コロナの関係以外のことも関わることなのか、いろんなことが考えられると思うのですが、今後どのようにできるか検討はしたいと思いますが、現段階ではこの程度の回答しかできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第30号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第30号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和2年4月28日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として後期高齢者医療において当該被用者の傷病手当金を支給することが決定されたことに伴う改正であります。

次のページを御覧ください。羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。  
羽幌町後期高齢者医療に関する条例（平成20年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。後期高齢者医療に係る傷病手当金を支給するに当たり、支給については北海道後期高齢者医療広域連合となりますが、申請書の提出の受付が町の事務となることから、第2条に町において行う事務に広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、交付の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第30号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 羽幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号～議案第32号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第31号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第32号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,799万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、国の令和元年度補正予算を活用し、オロロン農業協同組合が事業主体となり、ソバの安定生産により持続可能な畑作産地への構造転換を図るために実

施する弾丸暗渠の施工など、圃場の透排水を改善する取組に対し補助するものであります。なお、財源につきましては全額道補助金で賄われます。

続いて、国民健康保険事業特別会計についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,250万円とするものであります。

補正をいたします内容は、先ほどご決定賜りました羽幌町国民健康保険条例の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者から傷病手当金の申請がなされた場合、速やかに支給が行えるよう予算措置するものであります。なお、財源につきましては全額道補助金で賄われます。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第31号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号

○議長（森 淳君） 日程第13、発議第4号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。新型コロナウイルスの感染が全国で急速に拡大し、終息が見通せない中、医療、介護等の現場では従事者の疲弊や提供体制の崩壊危機、また小中高等学校の一斉休校による学力低下への懸念、さらには外出自粛等に伴う飲食業をはじめとする各種産業の経済活動への深刻な影響など、当町においても喫緊の課題は多岐にわたっている状況にあります。このような状況下において、住民の意思を代表する議会としても地域住民への支援等のため積極的に調査及び意見提案をする必要があります。このことから、全員の議員をもって構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続調査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、正副委員長の互選が行わ

れ、その結果委員長に10番、村田定人君、副委員長に3番、平山美知子君と決定しましたので、報告します。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。  
したがって、令和2年第2回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時54分）